

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

多様な働き方と仕事づくり推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

松山市

3 地域再生計画の区域

松山市の全域

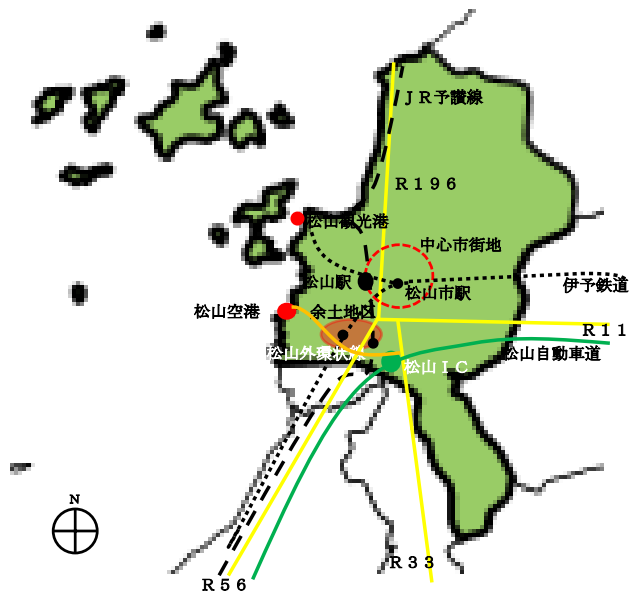
4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

(概況)

松山市は、瀬戸内海に面し、四国の北西、愛媛県の中央部に位置する。北東部には、高縄山系、東部には石鎚山系が連なり、この両山の間、石手川、重信川などによって形成された扇状地である松山平野が広がっている。気候は、温暖な瀬戸内気候であり、平均気温は 16.5℃で、同じく瀬戸内海に面する高松市より若干高い。年間降水量は約 1,300mm と少なく、6月に降水量が多く、12月に少ない夏雨型である。台風の通過も四国内では少なく穏やかな気候である。

本市は、明治 22 年に全国 39 番目の市として発足し、当時の人口は約 3 万 3 千人であったが、平成 17 年 1 月に、旧松山市、隣接する旧北条市及び島嶼部である旧中島町の 2 市 1 町が合併して現在の松山市となり、平成 27 年 4 月時点で約 51 万 5 千人、面積約 429 k m²の四国で最大の人口を擁する都市である。



(人口推移)

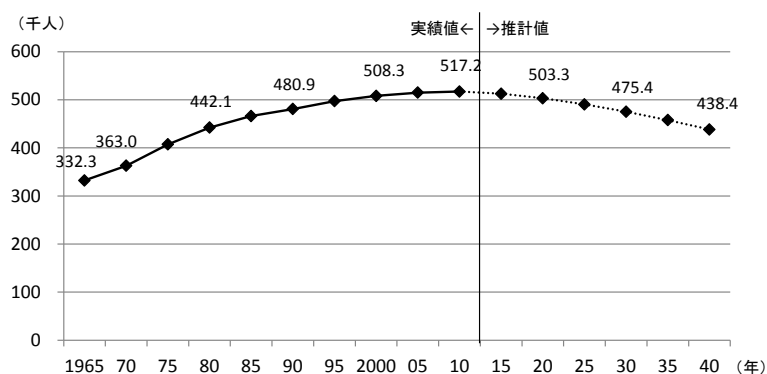
本市は四国最大の人口を擁する都市であるが、全国の地域に共通する喫緊

の課題である人口減少社会への対応は、本市も例外ではなく、昭和40年（1965年）以降一貫して増加を続けていた総人口は、平成12年（2000年）に50万人を超え、平成22年（2010年）には51万7千人となった（表1）。しかしながら、転入転出などの社会増減は変動を繰り返しているものの、出生数・死亡数に係る自然増減は平成22年（2010年）以降減少に転じており（表2）、人口減少局面に入ったとみられる。

本市の地方創生として平成28年1月に策定した「松山創生人口100年ビジョン・先駆け戦略」では、自然減の歯止めと社会増の維持・向上による人口の安定と若返りを通じて人口減少問題の克服に取り組むとともに、避けることのできない人口減少社会に備え、市内総生産の維持等による暮らしと経済を守るまちづくりを推進していくことを掲げている。

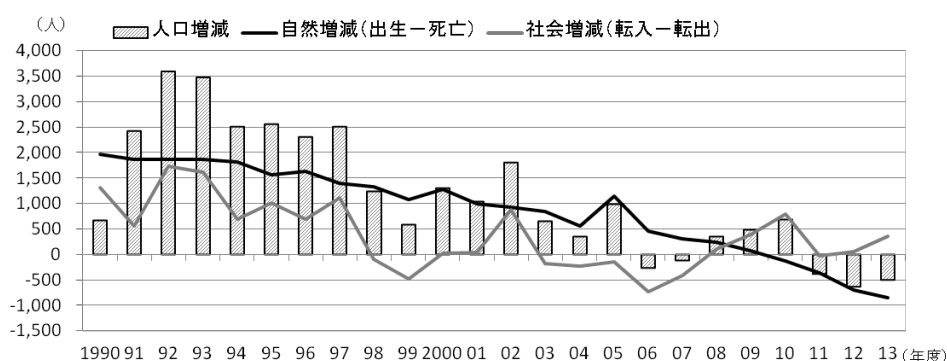
特に、社会動態や暮らしと経済へのアプローチとして「魅力ある仕事と職場をつくる（地域経済活性化）」を基本目標の一つとし、その達成のために「良質な雇用の場の創出と人材育成」に取り組むこととしている。

表1：松山市総人口の推移（将来予想）



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

表2：松山市の人口動態の推移



(資料) 公益財団法人国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」

(産業)

平成 22 年の国勢調査によると、本市の産業別就業者数は、第 1 次産業従事者が 3.5%、第 2 次産業が 18%、第 3 次産業が 78.5%となっており、県平均の第 1 次産業 8%、第 2 次産業 23.8%、第 3 次産業 68.2%と比較すると、第 3 次産業のウエイトが高い。産業分類別では、就業者数が最も多いのは「卸売、小売業」で全体の約 2 割を占め、次いで「医療、福祉」が約 1 割を占めている(表 3)。

本市の労働力人口は、平成 22 年 255,352 人で、平成 17 年 250,057 人と比較すると、2.1%の増加となっているが、年齢構成別では、若年層(15~34 歳)の人口流出が著しく、平成 22 年 74,211 人で、平成 17 年 79,558 人と比較すると 6.7%の減少となっている(表 4)。

表 3 : 松山市産業別就業者数・構成比【2010 年】

(単位:人)

産業分類	就業者数	
	実数	構成比
総数	234,364	100%
農業	7,539	3.2%
林業	158	0.1%
漁業	390	0.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	18	0.0%
建設業	18,760	8.0%
製造業	23,502	10.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	939	0.4%
情報通信業	5,806	2.5%
運輸業、郵便業	11,466	4.9%
卸売業、小売業	45,059	19.2%
金融業、保険業	7,951	3.4%
不動産業、物品賃貸業	4,364	1.9%
学術研究、専門・技術サービス業	6,512	2.8%
宿泊業、飲食サービス業	16,347	7.0%
生活関連サービス業、娯楽業	9,772	4.2%
教育、学習支援業	11,526	4.9%
医療、福祉	30,779	13.1%
複合サービス事業	1,780	0.8%
サービス業(他に分類されないもの)	13,725	5.9%
公務(他に分類されるものを除く)	8,177	3.5%
分類不能の産業	9,794	4.2%
第1次産業	8,087	3.5%
第2次産業	42,280	18.0%
第3次産業	183,997	78.5%

(資料) 総務省 平成 22 年国勢調査

表 4 : 松山市労働力人口の推移

(単位:人)

年齢	平成17年	平成22年
15~19	4,884	4,366
20~24	20,760	19,229
25~29	25,580	24,036
30~34	28,334	26,580
35~39	25,275	30,655
40~44	25,820	27,247
45~49	26,137	26,732
50~54	27,883	25,954
55~59	29,391	26,178
60~64	16,808	23,214
65~69	9,116	10,794
70~74	5,431	5,328
75~79	3,091	2,960
80~84	1,140	1,511
85歳以上	407	568
総数	250,057	255,352

(資料) 総務省 平成 17、22 年国勢調査

4-2 当該地域の課題

本市の人口減少対策の積極戦略である出生率向上を図る少子化対策、及び若者の定着やU・Iターン促進を図る移住定住対策の推進をしっかりと下支えすべき地域経済の活性化を戦略的に図るため、本市事業所の約 9 割を占める既存中小企業の支援をはじめ、新ビジネスの創出や雇用対策及び人材育成、女性活躍支援などについて、市民目線で幅広く施策を推進していくことが必要である。

4-3 地域再生計画の目標

松山市の有効求人倍率（年平均）は、H25年度：0.90倍、H26年度：1.11倍、H27年度：1.19倍と改善傾向にある。

しかし、愛媛県内における新卒者の就職後3年以内の離職率は、高卒46.4%、大卒36.7%、短大卒44.9%（全国平均：高卒40.0%、大卒32.3%、短大卒41.5%）であり、依然として高い状況が見られる。また、女性の就業希望率は県内19.0%と、全国平均22.9%と比べて低い状況にある。

総務省の経済センサス調査では、本市の新設事業所数は、H24～26年が3,090件で、H18～21年の1,633件と比較すると、1,457件増加しており、今後開業数を減少させないためにも、創業者の発掘から成長までの支援、特に廃業リスクの大きい期間に重点をおき、資金面・経営面の両面からの支援が必要である。

そこで、今回の事業実施にあたっては、高年齢者の就労支援専門員及び企業訪問員を関係機関との連携により配置することで、支援機能を拡充させ、これまで以上に幅広いサービスをワンストップで提供することで、企業の人材不足やワークライフバランスの促進など、働き方改革に向けた複合的な支援を展開する。

	27年度 基準年	28年度	29年度	30年度 最終目標
目標1				
本市の就労支援制度を活用した若年求職者のうち就業に至った人数（人）	17人	37人	57人	78人
目標2				
本市の就労支援制度を活用した女性求職者のうち就業に至った人数（人）	28人	57人	87人	118人
目標3				
市の支援制度や関係機関との連携事業により創業した中小企業事業所数（事業所）	68事業所	102事業所	136事業所	170事業所

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の就労支援等については、今年度から市のワンストップ窓口である「未・来（ミラクル）Jobまつやま」で個別相談やセミナー開催等に取り組んできたが、近年問題となっている若年者の早期離職率の高止まりや非正規雇用の増加、女性の再就職支援、元気な高齢者の活用などの課題解決に向けた

より効果的な支援策が必要となっている。

そこで、今回の事業において、既存の施策を抜本的に見直し、幅広い世代の多様な就労が可能となるような支援を実施していくとともに、新たに女性活躍支援策、アクティブシニア向け就労支援、若者の離職防止対策、後継者不足対策、企業誘致にかかる条例の見直しを通して、雇用の受け皿拡大策にも取り組むことで本市独自の働き方改革を推進する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：[A3007]

(i) 事業主体

松山市

(ii) 事業の名称及び内容

1. 多様な働き方と仕事づくり推進事業

① 企業誘致による雇用受け皿の拡大

企業立地促進条例を見直し、更なる企業誘致の促進により、雇用の受け皿の拡大に取り組む。

② 若者・女性・アクティブシニア向け就労支援

若者と企業とのマッチング機会の提供による若年求職者の安定雇用と求人・求職のミスマッチの解消に繋げる。

また、女性就業者及び経営者等による交流会の実施による女性が働きやすい企業風土づくりを推進するとともに、人手不足の企業と女性とのマッチングにより雇用の確保に繋げ、女性の多様な働き方を可能とするような職場環境を整えるため、企業向けの周知・啓発等の支援を行うことで、企業内でのワーク・ライフ・バランスに対する意識向上や取り組みに繋げていく。

さらに、シルバー人材センターとの緊密な連携によるアクティブシニアの技能や技術が活かせる職場の斡旋により、技術の伝承による企業のスキル向上と労働力人口の確保に繋げる。

③ 若者の離職防止対策支援

若年者の早期離職の防止対策のため、小・中・高などのそれぞれのステージに応じたキャリア教育を実施することで、自身と職業の適正についての考え方を構築するとともに、市内企業の周知をとおして定住・定着にも繋げる。

④ 経営者の高年齢化に伴う後継者不足対策支援

今後、市内中小企業の経営者の高年齢化が進む中で、事業承継の問題を抱える事業者が増加する。また、この問題は、企業の存続だけでなく、貴重な技術やノウハウなどを次の世代に引き継ぐ重要な課題であり、中小企業の円滑な事業承継を促進するため、「愛媛県事業引継ぎ支援センター」と連携した支援策に取り組む。

⑤ 包括的な創業・経営サポート支援

これまでの個別相談会やセミナー・イベントの開催などを中心に進めてきた創業・経営支援について、創業者が気づかない経営課題を臨戸訪問で掘り起こしを行う（仮称）経営サポーターを配置することで初動期支援を行う。また、創業3年以下など創業間もない事業者が参加する（仮称）創業クラブを創設し、創業者の課題の共有やマッチングなどを行うことで事業の継続や事業拡大に繋げる。こうした包括的な取り組みにより起業や創業を促進する。

(iii) 当該事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

- ・本市総合戦略に掲げる基本目標「魅力ある仕事と職場をつくる」の数値目標でもある事業所の増加や雇用の促進に繋げていくため、官民挙げて、雇用受け皿の創出による雇用の確保や企業内でのワーク・ライフ・バランスの意識向上等による労働環境改善の促進などに取り組んでいくとするものである。

【官民協働】

- ・雇用受け皿の創出や雇用の確保、労働環境の改善など、働き方改革に関連する課題解決に向け、官民協働による支援体制を構築し、地域の雇用促進を図る。
- ・行政は、市内で働く場の確保のための市外企業の誘致や起業支援に取り組むとともに、若者等の就職支援や女性の活躍推進などによる働き手の確保、民間事業者のワーク・ライフ・バランスの取組への支援を行うことで、地域の雇用促進を図る。
- ・民間事業者は、就労支援機関や支援制度を活用することで、地元の雇用の受け皿として、雇用機会の拡大に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組を行うことで、地域住民の雇用環境の改善と雇用継続に努める。

- ・地域金融機関及び日本政策金融公庫は、H26 年度に「産業競争力強化法」により、本市が認定された「創業支援事業計画」に基づき、本市のワンストップ窓口と連携し、創業に関する相談窓口や創業セミナーの開催、資金融資などの創業支援を実施する。また、地域金融機関は、市との包括協定に基づき、独自のノウハウで資金調達や販路開拓などの支援を行い、企業の経営安定を図り、雇用の確保に繋げる。
- ・松山公共職業安定所、えひめ若年人材育成推進機構・教育機関（大学、高校）、シルバー人材センターは、本市のワンストップの窓口と連携し、就労支援に関する情報共有、広報協力、利用者の誘導を行う。
- ・「産業競争力強化法」で認定された「創業支援事業計画」に基づき、本市のワンストップの窓口と松山商工会議所が連携し、創業・経営に関する相談支援等を実施する。

【地域間連携】

- ・愛媛県が設置する「えひめ若年人材育成推進機構（ジョブカフェ愛 work）」は、主に学生・一般求職者（若年者 15 歳～39 歳）の就労相談・支援・斡旋を行っており、市が設置する「未・来 Job まつやま」では、主に一般求職者、特に子育て世代の女性等に特化した支援・相談を行っている。
- ・月 1 回程度、「ジョブカフェ愛 work」と「未・来 Job まつやま」の連絡会議を実施しており、両施設の求職者の利用状況や今後の取組予定などを共有し、多様な求職者ニーズに応えられるよう連携し取り組んでいる。

【政策間連携】

- ・本市総合戦略に掲げる基本目標「魅力ある仕事と職場をつくる」の数値目標でもある事業所の増加や雇用の促進に繋げていく支援を展開していく中で、県外からの移住定住施策など、他の積極戦略にも関連付けて、全体として地方創生に対して効果を発揮する事業とする。
- ・就労支援関係では、若年者や一般求職者を対象とした、ニーズに対応したセミナーや効果的なマッチングイベントの開催、ホームページによる情報提供を行うとともに、企業に対して、若年労働者などの人材定着に向けたセミナーなどを行うことにより、若年者層の早期離職や特定分野での求人・求職のミスマッチ等の解消に努める。また、高年齢者の就労支援専門員を関係機関との連携により配置することで、支援機能を拡充させ、これまで以上に幅広いサービスを展開していくほか、移住

希望者にも就労への対応が最も重要視されていることから、その支援にも取り組む。さらに、働き方改革としてワークライフバランスを推進する企業に対するセミナーの開催などにより、従業員が働きながら、仕事以外の責任や要望を果たせる環境づくりを進める。

- ・女性活躍応援関係では、働く・働きたい女性を応援するため、求職者・潜在的求職者の再就職に向けたセミナーや個別就労相談の開催のほか、起業に興味のある女性に対する座談会や勉強会、個別相談の実施など、女性のライフスタイルに応じた柔軟な働き方の多様性を高める取り組みを行うことで、人口の自然増減の改善の鍵を握る女性の活躍を支援する。
- ・創業・経営支援関係では、松山商工会議所、金融機関、NPO団体などの関係機関との連携により、創業・経営に関する個別相談会やセミナー・イベントの開催、経営・創業に関する各種支援制度の情報提供など、経営課題の解決や創業支援に繋がる取組を行う。また、創業支援については、一般創業だけでなく、ソーシャルビジネスの創業に関する支援も行い、多様化する社会課題の解決を担うソーシャルビジネスの担い手を支援することで、地域おこしや地域の活性化を図るとともに、今後、長い年月をかけて施策を展開していくことになる人口減少対策の核となる、地方創生を担う人材育成にも繋げていく。
- ・創業支援、企業の経営支援、雇用対策、女性活躍応援支援などの様々な施策について、一体的に支援するワンストップの窓口を設置することで、「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」、「まちづくり」の分野にわたる多様なニーズに対応することができ、利用者の利便性の向上にも繋がる。そのことにより、様々な環境に置かれている多様な市民の要望に適切に対応することが可能となり、創業や就業等に関する敷居を低くしていくことで、市民自らが、積極的にしごとを創造・開拓し続けていくことができる環境づくりを行う。また、移住・定住施策との連携を図る。

【事業推進主体の形成】

- ・就労に関する相談、情報発信、能力開発・向上、就業機会の提供などを国（ハローワーク）、県（愛ワーク）と連携し、切れ目なく行うことでこれまで以上の就労支援の充実を図る。
- ・産業競争力強化法で認定された「創業支援事業計画」に基づく創業支援を行った結果、H27年度末までに89件（うち、松山市は43件）の創業実績となるなど、一定の事業効果が図られている。

【地域社会を担う人材の育成】

- ・①若年者や女性などの求職者に対する個別相談やセミナー、マッチングイベントの開催などの支援、②女性の創業者向けの個別相談会やセミナー、座談会など、女性が参加しやすい支援、③地域のソーシャルビジネスの担い手を増やすため、個別相談やセミナー、資金調達などの支援などを行うことで、人材の確保・育成を図る。

(iv) 重要業績評価指標 (KPI) 及び目標年度

	27年度 基準年	28年度	29年度	30年度 最終目標
目標 1				
本市の就労支援制度を活用した若年求職者のうち就業に至った人数 (人)	17人	37人	57人	78人
目標 2				
本市の就労支援制度を活用した女性求職者のうち就業に至った人数 (人)	28人	57人	87人	118人
目標 3				
市の支援制度や関係機関との連携事業により創業した中小企業事業所数 (事業所)	68事業所	102事業所	136事業所	170事業所

(v) 評価の方法、時期及び体制

総合戦略等の策定に関し議論いただいた「松山市地方創生懇話会」のメンバーを核として、総合戦略を推進していくための民間主体の推進組織「人口減少対策推進会議」を平成 28 年 10 月頃を目処に設置する予定としている。

本事業の効果検証については、平成 29 年度の早い段階で、KPI の達成状況やその他の効果等をまとめたうえで、当該組織から意見を聴取し、最終的には、庁内組織である「松山市人口減少対策推進本部」で検証結果を取りまとめ、総合戦略の見直しに反映させる予定である。

また、本市及び「人口減少対策推進会議」のHP等を活用して、検証結果を速やかに公表し、透明性を確保する。

(vi) 交付対象事業に要する経費

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 110,454千円

(vii) 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日まで（3カ年度）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

本計画に掲げた目標の達成状況については、総合戦略を推進していくための民間主体の推進組織「人口減少対策推進会議」から意見を聴取し、PDCAサイクルによる効果検証を行う。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	27年度 基準年	28年度	29年度	30年度 最終目標
目標1				
本市の就労支援制度を活用した若年求職者のうち就業に至った人数（人）	17人	37人	57人	78人
目標2				
本市の就労支援制度を活用した女性求職者のうち就業に至った人数（人）	28人	57人	87人	118人

目標 3				
市の支援制度や関係機関との連携事業により創業した中小企業事業所数（事業所）	68 事業所	102 事業所	136 事業所	170 事業所

目標 1

本市の就労支援制度を活用した若年求職者のうち就業に至った人数については、松山市が毎年度実施した事業により把握する人数を集計する。

目標 2

本市の就労支援制度を活用した女性求職者のうち就業に至った人数については、松山市が毎年度実施した事業により把握する人数を集計する。

目標 3

市の支援制度や関係機関との連携事業により創業した中小企業事業所数については、松山市が毎年 3 月 31 日時点で把握した事業所数を集計する。

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

松山市が、計画期間中及び計画期間終了に、市HPにおいて公表する。